

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和4年7月22日

豊田市長 太田 稔彦



1 入札物件の概要

- (1) 件名 飲料水等自動販売機設置に係る行政財産の貸付等（A区分）
飲料水等自動販売機設置に係る行政財産の貸付等（B区分）
飲料水等自動販売機設置に係る行政財産の貸付等（C区分）

(2) 案件の概要

豊田市役所南庁舎始め34施設に自動販売機を設置する。

※設置対象施設を入札区分A、B及びCの3区分に分け、区分単位で募集する。

複数区分の入札に参加することも、複数件で落札することも可能。

- (3) 貸付期間 令和4年9月1日から令和9年8月31日まで（5年間）

※一部施設は令和4年11月1日から令和9年8月31日まで

(4) 最低貸付価格（5年間総額）

A区分	308,090円
B区分	477,590円
C区分	649,840円

2 入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (5) 愛知県内において、法人にあっては本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては事業を営んでいること。
- (6) 豊田市に対し納税義務がある者において、市税等を滞納している者でないこと。

【証明する書類が必要】

※豊田市内に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は、納税義務がないことの申立書を提出すること。

(7) 公告日において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

ア 愛知県内に契約締結先を有する者であること。

イ 入札公告の日から過去5年以内に、官公庁発注の案件において、管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有する者であること。

【証明する書類が必要】

3 入札実施要領等の配布

- (1) 配布期間 令和4年7月22日（金）から令和4年8月1日（月）
午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配布場所 豊田市役所総務部行政改革推進課（南庁舎3階）又は行政改革推進課ホームページからダウンロード

4 入札参加申込書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和4年8月1日（月）午後5時
※受付は午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 場所 豊田市役所総務部行政改革推進課（南庁舎3階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) 提出書類 ・ 入札参加申込書
- (5) 添付資料 ・ 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
・ 納税証明書又は納税義務がないことの申立書
・ 2 入札参加資格（7）ア及びイが確認できる書類（契約書・許可証などの写し）

5 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和4年8月2日（火）
- (2) 通知方法 入札参加申込書提出者に電子メール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和4年8月1日（月）午後5時
- (2) 受付方法 持参、郵送又は電子メール（受付期限必着）
- (3) 回 答 8月4日（木）を目途に行政改革推進課ホームページにて行う。

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和4年8月9日（火） 午後2時から
※入札は、自動販売機の入札区分（A、B、C）ごとに実施します。
- (2) 場所 豊田市役所 南31会議室（南庁舎3階）
- (3) 受付 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から入札会場にて行います。入札開始時刻までに受付をお済ませください。なお、入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できません。

- (4) 入札 入札書は指定の書式を使用してください。
入札金額は、入札区分ごとに、貸付期間（５年間）の貸付料の総額（税抜き金額）を記載してください。
入札区分ごとに予定価格（最低貸付価格）を設定していますので、予定価格以上の金額を記載してください。
入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、封をして提出してください。
一者以上の入札参加で成立するものとします。
- (5) 入札辞退 入札参加申込書提出後に入札を辞退する場合は、入札日時までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送により提出すること。

8 落札者の決定方法

- (1) 開札 開札は、入札開催場所において、入札の完了後直ちに入札者の立会いのもと行う。
- (2) 落札者の決定 開札後、次の条件により決定します。
ア 有効な入札を行い、入札金額が予定価格（最低貸付価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
イ 最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定します。
- (3) 契約の締結 落札者決定後、令和４年８月２２日（月）までに、豊田市と行政財産貸付契約書を締結します。

9 入札保証金 免除

10 契約書の作成の要否

11 契約保証金 免除

12 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 豊田市契約規則（昭和３９年規則第１１号）第１３条第１号から第７号に該当する入札
- イ 一般競争入札参加申込書を提出していない者のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正したもの
- エ 郵送による入札
- オ 虚偽の事実を記載した者のした入札

カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

1 3 その他

行政財産賃貸借契約書を始め賃貸借の詳細については、「入札実施要領」を確認の上、入札すること。

1 4 問合せ先（提出先）

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

豊田市役所 総務部行政改革推進課（南庁舎3階）

電話 0565-34-6652（直通） FAX 0565-34-6815

メールアドレス gyokaku@city.toyota.aichi.jp